

# 個別労働関係紛争に係るあっせんの状況 (令和3年(1月~6月))

## 1 概要

令和3年上半期に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越しが6件、新規申請が1件の計7件で、全て終結した。

(単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	継続(繰越し)
		前年繰越し	新規申請	計		
29		—	2(6)	2(6)	1(6)	1(—)
30		—	3(3)	3(3)	3(3)	—(—)
31・元		—	4(9)	4(9)	4(8)	—(1)
2		1	8(21)	9(22)	7(16)	2(6)
<b>3</b>		<b>6</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>—</b>

(注) 括弧書は、通年の件数

## 2 取扱状況

令和3年上半期に係属した7件は、全て終結し、その内訳は、解決が2件、打切りが3件、取下げが2件であった。

終結状況

(単位：件)

年	区分	解決			打切り	うち不応諾	取下げ	計
		案提示	その他	小計				
29		—(2)	—(—)	—(2)	1(3)	1(3)	—(1)	1(6)
30		1(1)	—(—)	1(1)	2(2)	2(2)	—(—)	3(3)
31・元		2(4)	—(—)	2(4)	2(3)	1(1)	—(1)	4(8)
2		3(10)	—	3(10)	3(3)	1(1)	1(3)	7(16)
<b>3</b>		<b>2</b>	<b>—</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>7</b>

(注) 括弧書は、通年の件数

不応諾：被申請者があっせんに応じないため、あっせん開催に至らなかったもの

あっせん回数

(単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
		28	2	6	1	1	—	10
29	4	1	1	—	—	6	1.5	
30	2	—	1	—	—	3	2.0	
31・元	1	3	—	—	—	4	1.0	
2	3	10	1	2	—	16	1.4	
<b>3(上半期)</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>7</b>	<b>1.0</b>	

あっせん係属日数

(単位：件)

年	日数	5日以内	6~10日	11~20日	21~30日	31~50日	51~100日	101日以上	計	平均日数
		29	—	—	2	2	1	1	—	6
30	—	—	2	—	—	1	—	3	30.3	
31・元	1	—	1	1	4	1	—	8	35.3	
2	—	—	1	3	8	2	2	16	53.6	
<b>3(上半期)</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	<b>—</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>59.0</b>	

### 3 終結事件の概要

業 種	事 件 の 概 要	終 結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双 方	申請年月日 終結年月日	あっせん回数 係 属 日 数
介護事業	労働者Aが未払い賃金の支払いを求めてあっせんに申請 【取下げ理由】 Aが強制力のある手続を進めたいとしてあっせん申請を取り下げたため	取下げ	労	2.10.9 3.3.23	0回 166日
医療業	労働者Aが新入社員に支払われている手当の支給を求めてあっせんに申請 【打切り理由】 事業者が、当該手当は、Aの対象外手当であるとしてあっせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	2.11.26 3.1.8	0回 44日
医療業	労働者Aが新入社員に支払われている手当の支給を求めてあっせんに申請 【打切り理由】 事業者が、当該手当は、Aの対象外手当であるとしてあっせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	2.11.26 3.1.8	0回 44日
飲食店	労働者Aが、解雇の撤回、未払い賃金の支払い及び休憩がとれなかったことへの補償を求めてあっせんに申請 【あっせん案要旨】 ・Aは、整理解雇により退職したことを確認する。 ・事業主は、未払い時間外手当及び解決金を支払う。	解 決 (案提示)	労	2.12.9 3.1.21	1回 44日
飲食店	労働者Aが、解雇の撤回、未払い賃金の支払い及び休憩がとれなかったことへの補償を求めてあっせんに申請 【あっせん案要旨】 ・Aは、整理解雇により退職したことを確認する。 ・事業主は、未払い時間外手当及び解決金を支払う。	解 決 (案提示)	労	2.12.9 3.1.21	1回 44日
情報サービス業	労働者Aが未払い残業手当の支払いを求めてあっせんに申請 【打切り理由】 事業者がAの請求には何ら根拠がないとしてあっせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	2.12.21 3.1.25	0回 36日
建設業	労働者Aが解雇予告手当などの支払いを求めてあっせんに申請 【取下げ理由】 Aが労基署の事業者指導による解決を求めることとしてあっせん申請を取り下げたため	取下げ	労	3.4.22 3.5.26	0回 35日